

令和元年 11 月 20 日（水曜日）

議事日程 第 1 号

11 月 20 日午後 1 時 59 分開議

日程第 1、会議録署名議員の指名

日程第 2、会期決定の件

日程第 3、議案第 1 号及び第 2 号並びに報告第 1 号

出席議員（12 人）

議 長	12 番	八 田 盛 茂 君
副 議 長	6 番	濱 本 進 君
	1 番	大 野 幹 恭 君
	2 番	片 平 一 義 君
	3 番	日 下 部 勝 義 君
	4 番	松 田 優 子 君
	5 番	小 貫 元 君
	7 番	大 河 昭 彦 君
	8 番	畠 山 み の り 君
	9 番	池 端 英 昭 君
	10 番	佐 々 木 大 介 君
	11 番	道 見 泰 憲 君

列席者

管理者	北海道知事	鈴木直道君
代表監査委員		東陽一君

出席説明員

専任副管理者	別 所 博 幸 君
--------	-----------

副 管 理 者	小 山	秀 昭	君
副 管 理 者	鎌 田	英 暢	君
会 計 管 理 者	根 布 谷	禎 一	君
総 務 部 長	三 木	正 志	君
振 興 部 長	時 田	恵 生	君
参事(総務担当)	佐 藤	竜 哉	君
参事(管理担当)	吉 田	卓 己	君
参事(企画振興担当)	富 木	浩 司	君
参事(計画担当)	村 松	政 夫	君
参事(施設担当)	木 村	直 人	君
出 納 室 長	加 藤	雅 明	君
監査委員事務局次長	杉 崎	哲 志	君

議会事務局職員出席者

事務局長(兼務)	佐 藤	竜 哉	君
書 記 (同)	楠 本	裕 幸	君
書 記 (同)	今 田	貴 弘	君

1. 特別職の紹介

○議長（八田盛茂君） 開議に先立ちまして、管理者から特別職の紹介を受けることにいたします。

管理者鈴木直道君。

○管理者（鈴木直道君） それでは、私からご紹介をさせていただきます。

このたび、石狩市から新たに副管理者に指名をされました石狩市副市長の鎌田英暢さんでございます。

○副管理者（鎌田英暢君） 石狩市の鎌田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○管理者（鈴木直道君） 以上でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

午後1時58分開会

1. 開 会

○議長（八田盛茂君） それでは、ただいまより、本日招集されました令和元年第3回定例会を開会いたします。

午後1時59分開議

1. 開 議

○議長（八田盛茂君） これより、本日の会議を開きます。

1. 日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（八田盛茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第94条の規定により、会議録署名議員には、

小 貫 元 君
大 野 幹 恭 君

の2名を指名いたします。

1. 諸般の報告

○議長（八田盛茂君） 次に、諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（佐藤竜哉君） 管理者から提出のありました議案は、議案第1号及び第2号並びに報告第1号であります。

このほか、管理者から資金不足比率について報告がありました。

また、監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果について報告がありました。

以上、ご報告いたします。

○議長（八田盛茂君） この際、ご報告いたします。

議員派遣の決定について、会議規則第96条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり、議長において決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

1. 日程第2、会期決定の件

○議長（八田盛茂君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日11月20日、1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八田盛茂君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日、1日間と決定いたしました。

1. 日程第3、議案第1号及び第2号並びに報告第1号

○議長（八田盛茂君） 日程第3、議案第1号及び第2号並びに報告第1号を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者別所博幸君。

1. 議案第1号及び第2号並びに報告第1号の説明

○専任副管理者（別所博幸君） ただいま議題となりました議案第1号及び第2号並びに報告第1号につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号、石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

案についてご説明申し上げます。

お手元の議案の（その1）をごらんください。

この条例案は、欠格条項を定めた地方公務員法第16条から成年被後見人などが削除されたことに伴い、所要の改正を行うもので、その内容につきましては、給与に関する条例から法第16条に関連する文言を削除するものでございます。

施行は、令和元年12月14日を予定しております。

次に、議案第2号、石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

お手元の議案の（その2）をごらんください。

この条例案は、港湾区域内の安全確保を図るため、遊泳、潜水行為を禁止することとし、これに違反した者を科料に処するため、改正しようとするものでございます。

施行は、令和元年12月1日を予定しております。

次に、報告第1号、平成30年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算に関する件につきましてご説明申し上げます。

お手元の石狩湾新港管理組合各会計決算書及び附属書類をごらんください。

初めに、一般会計について、その主なものをご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

歳入の決算額でございますが、左から5列目の収入済み額の欄をごらんください。

第1款の分担金及び負担金につきましては、各母体の負担金といたしまして14億7508万9000円、第2款の使用料及び手数料につきましては、岸壁等の使用料や入港料などといたしまして9179万9531円、第3款の国庫支出金につきましては、補助事業に係る国庫補助金といたしまして2056万7423円、第6款の繰越金につきましては、前年度決算剰余金といたしまして9237万9483円、第8款の組合債につきましては、国直轄事業負担金や補助事業に対しての港湾事業債といたしまして2億3410万円であり、歳入決算額の合計は19億1481万6740円となっております。

次に、2 ページ目をお開きください。

歳出の決算額でございますが、左から4列目の支出済み額の欄をごらんください。

第2款の総務費につきましては、人件費、庁費、施設管理費などといたしまして4億3184万5308円、第3款の港湾建設費につきましては、国直轄事業負担金や補助事業などに要した経費といたしまして3億1747万4810円、第4款の公債費につきましては、組合債の元利償還金といたしまして8億3644万6519円、第5款の諸支出金につきましては、港湾整備事業特別会計への繰出金といたしまして2億8561万7150円であり、歳出決算額の合計は18億8033万6658円となっております。

したがって、歳入歳出の差し引き残額につきましては、表下の欄外にございます3448万82円となり、この差し引き残額につきましては、令和元年度の繰越金として計上する予定でございます。

次に、港湾整備事業特別会計につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。

歳入の決算額でございますが、左から5列目の収入済み額の欄をごらんください。

第1款の使用料及び手数料につきましては、荷役機械使用料や港湾施設用地等使用料などいたしましたまして4億5824万6892円、第2款の国庫支出金につきましては、補助事業に係る国庫補助金といたしましたまして3999万1905円、第3款の財産収入につきましては、土地貸し付け収入といたしましたまして862万7859円、第4款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金といたしましたまして2億8561万7150円、第6款の組合債につきましては、港湾事業債といたしましたまして6億1850万円であり、歳入決算額の合計は14億1098万3806円となっております。

次に、4ページをお開きください。

歳出の決算額でございますが、左から4列目の支出済み額の欄をごらんください。

第1款の総務費につきましては、人件費や施設管理費などいたしましたまして3億4343万718円、第2款の港湾建設費につきましては、補助事業や単独事業に要した経費といたしましたまして6億5875万740円、第3款の公債費につきましては、組合債の元利償還金といたしましたまして4億880万2348円であり、歳出決算額の合計は14億1098万3806円となっております。

したがって、歳入と歳出の額は同額であり、差し引き残額は生じておりません。

続きまして、主要な施策の成果につきましては、その主なものをご説明申し上げます。

お手元の石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算説明書（主要な施策の成果）をごらんください。

まず、一般会計についてでございますが、6ページをお開きください。

総務費につきましては、人件費や事務所の管理経費などの一般管理費、港湾施設の維持管理を行うための施設管理費などから成っており、これらにより港湾施設の管理運営業務を実施したところでございます。

次に、7ページをお開きください。

港湾建設費につきましては、国直轄事業の施行に伴う港湾管理者負担金や管理組合が施行した補助事業などにより港湾施設の整備を実施したところでございます。

次に、12ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計についてであります。総務費につきましては、人件費などの一般管理費のほか、埠頭用地、荷役機械などの維持管理を行うための施設管理費から成っており、これらにより特別会計において運営している港湾施設の維持管理を実施したところでございます。

次に、13ページをお開きください。

港湾建設費に関しましては、管理組合が施行した補助事業や起債事業により港湾施設の整備を実施したところでございます。

以上、ご説明申し上げました平成30年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定を得ようとするものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（八田盛茂君） 次に、決算審査意見に関し、監査委員の説明を求めます。

代表監査委員東陽一君。

○代表監査委員（東陽一君） 平成30年度石狩湾新港管理組合一般会計及び港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の審査につきましては、その概要をご説明申し上げます。

この決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付されたところでございます。

決算の審査に当たりましては、決算の計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であるか、また、予算の執行は経済的かつ効率的になされているか、さらに、収入、支出、財産の管理等、財務に関する事務が関係法令等に準拠し、適正に処理されているかといったことに重点を置きまして、定期監査及び例月出納検査の結果なども踏まえまして慎重に審査いたしました。

その結果、歳入歳出決算の計数は、関係諸帳簿及び証書類並びに石狩湾新港管理組合指定金融機関の公金取扱高と符合し、相違ないことを確認いたしました。

また、予算の執行及び収入、支出、財産の管理等、財務に関する事務につきましては、総体として適正に執行されたものと認めたとところでございます。

以上が決算審査の概要でございます。

1. 質疑並びに一般質問

○議長（八田盛茂君） これより、質疑並びに一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、これを許します。

佐々木大介君。

○10番（佐々木大介君） それでは、通告に従いまして、私からは、洋上風力発電に係る拠点港湾としての整備について質問をいたします。

国は、本年度、新たに再エネ海域利用法を施行するなど、洋上風力発電の導入促進に向けて、その環境整備が進められています。本法律では、一般海域において洋上風力発電を優先的に整備できる促進区域を指定し、促進区域では、公募占用指針に基づき、事業者の公募を行い、選定することで、長期安定的かつコスト競争力を保ちながら洋上風力発電の導入促進を図っていくこととなっています。

洋上風力発電設備の建設には、ブレードや支柱といった重量構造材を初め、細部の部品を含めると1基で1万5000点を超える備品が使用されると言われており、今後、見込まれる発電設備の建設や設置後の整備、メンテナンスを効率的に行っていくためには、必要な部品を1カ所に集め、設置場所と部品の保管場所を頻繁に往復できる環境を整えていくことが重要であると考えられます。

国では、洋上風力発電設備の建設や、建設後に見込まれる定期的な修繕、メンテナンスを効率的に行える環境を整備するため、港湾法の改正に向けた議論が進められており、改正案では、港湾区域の利用期間の延長のほか、洋上風力発電の建設に活用できる港湾を再エネ発電設備等拠点港湾として指定し、事業者に埠頭を貸し出す新たな制度などが示されています。

そこで、今後の洋上風力発電の導入拡大と港湾法の改正に関連し、質問をいたします。

まず、1点目でございますが、港湾法の改正案に対する港湾管理者の認識についてであります。

現在、石狩湾新港の港湾区域内においては、洋上風力発電の建設計画が進められているほか、道内の一般海域では、石狩湾、檜山沖にて洋上風力発電の導入に向けた動きがあります。北海道の日本海沿岸は、風況に恵まれているなど地理的な優位性もあり、洋上風力発電の導入が進む可能性が高いエリアと考えられますが、これらの現状を踏まえ、現在、議論が進められている港湾法の改正案に示されている拠点港湾としての石狩湾新港の位置づけについて、港湾管理者はどのように認識をされてい

るのか、見解を伺います。

次に、2点目といたしまして、洋上風力発電の導入拡大を見据えた港湾整備についてであります。

今後は、国の法改正などのエネルギー政策や洋上風力発電の導入可能性地域の動向について注視していくとともに、港湾の整備や機能拡充は一朝一夕にはできるものではないことから、洋上風力発電設備の導入拡大を見据えた港湾計画の見直しや港湾整備に係る検討も進めていく必要があると考えますが、あわせて港湾管理者の見解を伺います。

○議長（八田盛茂君） 管理者鈴木直道君。

○管理者（鈴木直道君） 佐々木議員の質問にお答えをいたします。

洋上風力発電に係る拠点港湾についてであります。今回の港湾法改正案では、再エネ海域利用法の施行に伴い、導入加速が見込まれる洋上風力発電事業を円滑に推進するため、発電設備の設置等の基地となる港湾を拠点港湾として指定することが示されたところであります。

港湾内区域で洋上風力発電の事業化が進む石狩湾新港は、風況に恵まれた本道日本海沿岸のほぼ中央に位置し、人や企業が集積する札幌圏に近接していることから、洋上風力発電の導入を支援する港湾として極めて優位性が高いものと認識しているところであります。

既に、石狩湾や檜山沖といった一般海域では複数の民間事業者が事業化に向けた検討を始めており、港湾管理者といたしましては、洋上風力発電事業の促進に本港の優位性を十分に発揮できるよう、拠点港湾の指定に向け、しっかりと取り組んでまいります。

なお、その他のご質問につきましては、専任副管理者より答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（八田盛茂君） 専任副管理者別所博幸君。

○専任副管理者（別所博幸君） 洋上風力発電の導入拡大を見据えた港湾整備についてでございますが、拠点港湾では、重厚長大な発電機材を取り扱うため、地耐力を強化した岸壁や長尺資機材の保管、組み立てが可能な荷さばき地を有することが必要と認識をしているところでございます。

本港では、岸壁の地耐力強化につきまして、国に整備を要望しているところでございます。今後も、技術開発が進む洋上風力発電設備に関する最新知見の収集や新たに必要となる港湾機能の把握に努めるなど、導入拡大を見据えた港湾整備の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（八田盛茂君） 佐々木大介君。

○10番（佐々木大介君） ただいまご答弁をいただいたところでありますけれども、近年の災害の頻発など、気候変動の要因とされるCO₂の排出削減は、世界的にも重要な課題であり、とりわけ、エネルギー分野における化石燃料に依存しない新エネルギー、国産エネルギーの普及を進めていくことが必要であると考えます。

現在、各地で事業化の検討が進められている洋上風力発電は、設備が海上、沿岸に設置となることから、その整備促進には、港湾が果たす役割が重要になってくるものと考えます。

ただいま、石狩湾新港の優位性を十分に発揮し、拠点港湾の指定に向けて取り組んでいくという大変前向きなご答弁をいただきました。洋上風力発電の導入においては、何よりも、立地地域、そして、

北海道、整備拠点となる港湾が方向性を同じくしていくことが必要です。それぞれが連携を密にし、今後の導入促進に向けて取り組んでいただきますよう要望しまして、質問を終わります。

○議長（八田盛茂君） 佐々木大介君の質問は終了いたしました。

小貫元君。

○5番（小貫元君） 日本共産党を代表して質問します。

まず第一に、来年度予算要求について質問をします。

第2回定例会で、来年度予算要求の北防波堤延伸工事のケーソン据えつけが11月までかかる予定で事業費を算出して、予算要求しているとのことでした。さらには、要求時と実施の間には一致しないこともあると答弁しています。その後の関係者との調整は行われたのか、状況を示してください。

西1号岸壁の地耐力強化について、第2回定例会でのやりとりを踏まえると、一つに、一般海域での洋上風力にも活用することを想定している、二つに、港湾区域内の洋上風力発電についても、地耐力強化が必要だと、その必要性を答弁しています。2定でも質問したように、グリーンパワーインベストメントによる洋上風力発電に関して、管理組合による費用負担はないと説明を受けてきました。

そこで、確認いたします。

港湾区域内の洋上風力発電事業者を公募する段階で、管理組合の費用負担がない前提で公募を行ったのではないですか、お答えください。

2015年第1回定例会で、港湾計画改訂案の見直しについて、当時の北野議員に対し、風力発電施設の資材の取り扱いについて、西地区の新しい岸壁ではなく、樽川埠頭で取り扱うと答弁しています。

それが、来年度は西1号岸壁を強化する工事を行うと言う。樽川の岸壁を強化するのではなく、西1号岸壁を強化することは、港湾計画との整合性がとれないのではないですか。

10月に、港湾法の一部を改正する法律案が閣議決定されました。法律案が成立した場合、石狩湾の一般海域の洋上風力発電計画と、港湾区域内の洋上風力発電計画における管理組合としての影響について、管理者の見解を求めます。

関連して、洋上風力発電の風力発電設備の変更について質問します。

風車1基8000キロワットになり、大きな変更です。グリーンパワーインベストメントは、方法書の段階では1基2500キロワット、準備書の段階では1基4000キロワットと規模を大きくしてきました。しかし、もう、石狩市民も、小樽市民も、札幌市民も、知事も、市長も、アセスに基づいて意見を言うことができない段階になっています。これは、事業者が環境影響評価に誠実に対応していないと言わざるを得ません。

風車1基の高さは、準備書と比較して165メートルから195.8メートルで、10階建てのマンション分、さらに高くなり、北海道で一番高い超高層建築物のJRタワー173メートルよりもさらに高くなります。また、ローターの直径は、130メートルから167メートルに大きく変更されています。景観はもちろん、騒音も、自然環境への影響の及ぶ範囲と大きくかわります。

環境影響評価の手続をやり直すことを事業者に求めるべきです。管理者の見解を示してください。

今年度の開発予算は、臨時・特別措置の704億円を除くと5655億円で、直近5年間では5413億円から5655億円と増加傾向にあります。一方、港湾の予算は、おおむね170億円台で推移し、大きく変わ

っていません。この170億円の枠の中で、北海道各港湾の直轄事業が行われています。北海道全体として枠組みがある中で、その2割の国費約34億円を石狩湾新港に投入することは、ほかの港湾が犠牲になると考えませんか、お答えください。

次に、2018年度決算についてです。

第1に、特別会計使用料です。

特別会計使用料は4億5825万円となり、32.5%、両会計を合わせれば16.5%です。昨年度決算の特徴の一つがここに 있습니다。特別会計の歳入に占める使用料の比率は、多額の財産収入があった2013年度と2014年度を除けば、過去10年で最低の比率となっています。

貨物量は、この10年で316万トンから664万トンに、2.1倍に増加しました。一方、使用料は、一般会計では4670万円から9180万円と2倍にふえているのですが、特別会計では、3億6116万円から4億5825万円と、1.3倍の約1億円の増加です。貨物が348万トンふえていながら、特別会計の使用料は1億円しかふえていません。

特に、上屋使用料は、2014年度と比較して2119万円の減少と減少傾向にあります。年度ごとの貨物量を特別会計使用料収入で割った貨物1トン当たりの使用料は、2011年度107円、昨年度の貨物量当たりの使用料では72円です。なぜ貨物量の増加に伴って、使用料収入が伸びていかないのか、理由を説明してください。

また、上屋使用料収入が減少傾向になっている理由を説明してください。

地方財政法第6条では、特別会計の経費は、原則、経営に伴う収入をもって充てることとされています。貨物が伸びていながら、歳入に占める使用料収入が減少している傾向は、財政規律上、問題があると思いませんか、管理者の見解を示してください。

特別会計の収入不足分を一般会計から繰入金で賄っています。繰入金の前資は、母体が負担する負担金です。先ほどの地方財政法第6条では、繰入れを行える場合が定められています。この条文に照らして、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、能率的な経営をもってしても、なお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費は、2018年度決算でそれぞれ幾らになるのですか、お答えください。

地方財政法施行令第46条には、特別会計とする港湾整備事業の五つの事業が定められています。管理組合によれば、昨年度決算において、この五つの事業の収支は2億8562万円の損失です。管理者は、この現状をどのように考えていますか、改善するお考えはないですか、あるとすれば、どのように改善するのですか、お答えください。

第2に、特別会計の決算の組合債の問題です。

使用料収入が伸び悩む中、組合債の発行は過去10年で最高となりました。歳入に占める比率は、2009年度の25.2%から43.8%へと増加しました。組合債と公債費の比較では、約2億円借入れが返済を上回っています。2016年度までは返済が上回っていましたが、2017年度決算から借入れが上回っている状況です。

特に、この2カ年で組合債の発行が大幅にふえた理由の一つが、ガントリークレーンの増設です。ガントリークレーンの増設は、将来負担をふやし、使用料収入で賄い切れないことは既に明らかです。

しかも、決算の傾向として、組合債の依存度が高まっていることは、収入に見合わない港湾整備が行われていることとなります。ますます、一般会計からの負担、イコール母体の負担増につながります。管理者は、特別会計で組合債が公債費を大幅に上回ることをよしとするのでしょうか。見解を示すと同時に、身の丈に合った港湾整備に戻すことを求めます。お答えください。

第3に、地元企業への受注機会の確保です。

これも毎年取り上げている問題ですが、昨年度について伺います。

工事受注実績について、受注企業の本社及び営業所の所在地別に、小樽市、石狩市、その他で金額と割合を示してください。

また、その割合に対する管理者の見解を示してください。

最後に、今後の港湾整備について質問します。

第1に、地区ごとの取扱貨物がどのようになっているかについてです。

石狩湾新港の貨物増加の立役者は、LNGなどの化学工業品の増加です。北防波堤延伸の最大の理由としている木材チップは、ほぼ横ばいです。花畔、樽川、中央地区、東地区、西地区の地区別の取扱貨物量について、2014年との比較と傾向を示してください。

第2に、砂の問題です。

国直轄事業として、2017年度に中央航路のしゅんせつを行い、この間、漂砂の影響を質問してきました。管理組合は、第2回定例会の答弁では、これまでの調査でと前置きして、石狩川からの流出した土砂と漂砂の供給源について答弁し、国の漂砂検討委員会における専門家による漂砂検証結果を待ちたいと述べています。

国では、これまでの調査で、東防砂堤は現時点でも機能を発揮できていると分析しているのでしょうか、教えてください。

ことし、開発局では、石狩湾新港の漂砂解析検討業務を発注しています。さらなる漂砂の解析が進むと思われます。過去の答弁では、港湾計画に新たな砂対策の施設整備は位置づけられていません。どのような方法かは別にして、新たな港湾施設整備が行われるのではないですか、お答えください。

北防波堤延伸も想定事業費を大幅に超えます。砂対策でもさらに出費がふえると考えられます。ガントリークレーン整備で借金もふえています。財政が厳しい母体にとって、湯水のように石狩湾新港に市民の税金を使えません。漂砂検討委員会の結果を待って、来年度の北防波堤延伸を中止してはいいかがでしょうか、お答えください。

再質問は留保します。

○議長（八田盛茂君） 専任副管理者別所博幸君。

○専任副管理者（別所博幸君） 小貫議員の質問にお答えいたします。

初めに、来年度予算要求に関して、まず、北防波堤延伸工事に係る関係者との調整についてであります。事業主体でございます国と関係者との調整は、漁業協同組合、海上保安部、水先人会などと、必要の都度、行われておりますが、8月以降につきましても3回行われておりまして、漁業活動による制約や工事实施の際に必要な対策など、詳細について話し合われていると聞いているところでございます。

次に、洋上風力発電事業に係る費用負担についてであります。公募の段階では、応募者はみずからの費用と責任で風力発電施設を設置するものとしており、管理組合が費用を負担することは想定していないところでございます。

次に、港湾計画との整合性についてでございますが、平成27年度の港湾計画改訂時には、利用実績などを踏まえまして、樽川埠頭におきまして陸域の風力発電施設の取り扱いを想定しております。

洋上風力発電施設には、設置海域へ資材を運搬する大型作業船などが係留するための大水深岸壁や、長大な部品の一時保管に広い埠頭用地が必要なことから、これらの条件を満たしている西埠頭で取り扱うこととしたところでございます。

洋上風力発電の導入支援につきましては、多種多様なエネルギーの活用を推進することとしたままの港湾計画の方針に沿った内容となっているところでございます。

次に、港湾法改正による影響についてであります。今回の港湾法改正案では、洋上風力発電施設の設置などの基地となる港湾を拠点港湾として指定することが示されたところでございます。

管理組合といたしましては、本港が洋上風力発電の導入を支援する拠点港湾として極めて優位性が高いと考えているところでございます。

次に、洋上風力発電の設備変更についてであります。環境影響評価の再手続を要する事項は、環境影響評価法施行令の規定によりまして、対象事業実施区域の変更または発電所の出力が10%以上増加とされているところであり、今回の風車の設備変更による発電所の出力は、方法書時点の10万キロワットに対しまして、9万9990キロワットでありますことから、規定には該当しないものと考えているところでございます。

変更した設備が環境に与える影響につきましては、今後、事業者より経済産業大臣に提出されます評価書におきまして適切に反映されるものと考えているところでございます。

次に、開発予算の要求額についてでございます。管理組合といたしまして、これまでも、年間の施工量や母体の財政状況などを勘案いたしまして、効率的な整備に必要な額を要望してきたところでございます。

開発予算の配分につきましては、各港湾の要望に応じまして国が適切に行うものと承知をしているところでございます。

次に、昨年度決算に関しまして、まず、貨物量の増加と使用料収入についてでございます。平成21年度と比較いたしまして貨物量が増加したものは、主にLNG、液化天然ガスと石油製品でございます。これらの貨物につきましては、中央埠頭の専用岸壁で取り扱われていることから、特別会計における使用料収入といたしましてはひき船使用料に限られることとなります。

次に、上屋の使用料収入の減少についてであります。その主な理由といたしましては、コンテナヤードの整備に伴いまして、平成29年8月に老朽化した公共上屋花畔1号が撤去されたこと、近年の需要動向や物流形態の変化に伴いまして、鋼材や融雪剤の上屋での取り扱いが減少したことによるものと認識をしております。

次に、歳入に占めます使用料収入の低下についてであります。平成30年度の特別会計決算におきましては、ガントリークレーンの増設に係る岸壁の整備やコンテナヤード整備に係る組合債により、

歳入全体が増加いたしましたして、使用料収入の構成比が低下したものでございます。

新たな施設整備による組合債の増加は、今後の港湾運営に必要なものであり、管理組合といたしましては、引き続き、ガントリークレーンはもとより、港湾施設全体の使用料収入の増加に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、一般会計からの繰り入れが可能な経費についてでございますが、総務省から発出されました地方公営企業繰出金についてによりますと、港湾整備事業における繰り出し基準は、離島における旅客上屋の整備に要する経費及び埠頭用地の耐震性強化に要する経費と定められておりまして、平成30年度におきまして、これの規定に該当する経費はございません。

次に、港湾整備事業の収支についてであります。本港は、これまで、埠頭用地や上屋、荷役機械などの港湾施設を、港湾整備事業債を活用いたしまして継続して整備してきたことから、公債償還額が大きくなっていることにあわせまして、これらの施設の経年による修繕費などの増加によりまして、現在のところ、使用料収入だけでは足りず、歳入不足が生じているところであります。平成29年度からは、公債費の償還が進んだことや、使用料収入の増加により使用料収入が公債費を上回り、少しずつ収支は改善していると考えているところでございます。

管理組合といたしましては、今後も引き続き、効率的、効果的な事業の執行や使用料収入の増加に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、港湾整備に係る組合債についてでございますが、組合債が増加した主な要因でございます。ガントリークレーンの増設は、2隻の同時荷役への対応のほか、故障や、今回のコンテナ船の接触事故のような長期の荷役停止を回避するために必要不可欠な事業であるとともに、本港の利便性を高めるものと考えているところでございます。

今後の港湾整備につきましては、事業の重要性や緊急性を十分に検討いたしまして、コスト縮減を図るとともに、効率的、効果的な執行に努めますとともに、使用料収入の増加に向けた取り組みを行い、公債費の償還を着実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、地元企業への受注機会の確保に関し、工事の受注金額などについてでございますが、小樽市、石狩市に本社または営業所のある企業と、その他の企業の受注金額及びその割合は、小樽市が約1366万円で約2%、石狩市が約3257万円で約5%、その他が5億8038万円で約93%となったところでございます。

昨年度は、発注金額の約9割の工事を一般競争入札で実施しておりますが、その全てで地元企業の入札参加を可能としていますことから、地元企業への受注機会につきましては、一定程度の確保が図られたものと考えているところでございます。

今後とも、事業の規模や企業の技術力などを勘案しながら、地域の実情に配慮した入札参加要件を設定するなど、地元企業への受注機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の港湾整備に関し、まず、地区別の取扱貨物量についてでございますが、花畔地区につきましては、主に外貿コンテナ貨物やセメントが取り扱われておりまして、平成26年の取扱貨物量は約61万5000トン、平成30年の取扱貨物量は約56万8000トンで7.6%の減少となっております。

樽川地区につきましては、主に砂利・砂や石灰石が取り扱われておりまして、平成26年には約74万

4000トン、平成30年には約74万1000トンで0.4%の減少となっております。

中央地区につきましては、主にLNGや石油製品が取り扱われておりまして、平成26年には約265万トン、平成30年には374万6000トンで41.4%の増加となっております。

東地区につきましては、主に砂利・砂や金属くずが取り扱われておりまして、平成26年は約26万9000トン、平成30年は約47万8000トンで77.7%の増加となっております。

西地区につきましては、主に木材チップが取り扱われておりまして、平成26年は約107万3000トン、平成30年は約110万8000トンで3.3%の増加となっております。

次に、漂砂対策におけます東防砂堤の機能についてであります。東防砂堤は、沿岸漂砂を捕捉し、港内への砂の流入を抑えることを目的に設置されたところでございます。現時点での東防砂堤の機能に関する分析につきましては、これまでの国の調査では結論に至っておらず、引き続き、漂砂検討委員会におきまして検討を進めていくと聞いているところでございます。

次に、漂砂対策に係る新たな港湾施設整備についてであります。国の漂砂検討委員会におきまして漂砂解析検証が完了した後、有効な対策案が示されるものと考えております。

管理組合といたしましては、新たな港湾施設整備を含め、対策の進め方につきまして、本委員会の結論を踏まえて判断してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、北防波堤延伸工事についてでございます。北防波堤につきましては、船社などから早急な延伸が期待されておりまして、船舶の安全航行や円滑な荷役作業など、安定的な利用を図る上で必要不可欠な施設でありますことから、着実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（八田盛茂君） 小貫元君。

○5番（小貫元君） 再質問をいたします。

最初に、来年度予算要求に関連して、年間施工量を勘案して要望している、しかし、関係者との調整は残されているのだとの答弁でした。前定例会で指摘したように、要求の前提が崩れている。予算要求どおり配分されても、事業実施できるかどうかわからない、答弁では、話し合いはこれからということでした。これでは、年間施工量を勘案しての要求にはならないのではないのでしょうか、お答えください。

洋上風力の問題です。

答弁から明らかなことは、事業者を公募した時点、それから港湾計画改訂の時点、港湾計画は陸域の風力発電の想定でしたから、この両方で、想定していない港湾整備が2億8000万円の管理者負担をかけて行われようとしています。港湾計画で、多種多様なエネルギーの活用が位置づけられていると答弁がありましたけれども、風力発電のために港湾計画を整備することがどのように港湾計画に記載されているのか、具体的に教えてください。

次に、風車の規模が大きくなることについて、環境影響評価法上も問題ないとの答弁でした。アセス上、問題ないことは当たり前の話でして、変更点は評価書で反映されると言っているのですけれども、反映されたかどうか、市民はもう意見を言うことができないんですよ、アセスにのっかって。

そこで、最終的に占用許可を出すのは管理組合ですから、場合によっては、事業者を追加調査を求

める、こういうことが必要だと思うのですけれども、見解をお答えください。

次に、決算についてです。

中央地区ですが、答弁からは、地区別の貨物量、使用料収入の傾向についても専用埠頭での貨物の増加が使用料収入に直結していない、コンテナへの移行で上屋収入も減少している、こういうことなのです。そして、使用料の増加に努めると言いながら、ガントリークレーンの増設で借金をふやしていく、足りない分は母体がお金を出すと。事業規模に合った財政運営ができていないんです、石狩湾新港は。

答弁では、現状の管理組合の財政についての認識はどうか、わかりづらい表現でしたけれども、管理者は、母体負担を減らす改善をしなければいけない、行わなければならないという認識はあるのか、お答えください。

一般会計からの繰り入れについて、私が聞いた二つの経費はない、こういう答弁でした。そうすると、残りは、地方財政法第6条のただし書き、「災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。」、こういうことになるのですけれども、管理組合における災害その他特別な事由、これは一体どういうことを指すのか、具体的にわかるように説明をしてください。

地元企業の受注機会の確保について、小樽市内2%、石狩市5%で合わせて7%と。莫大なお金を負担しておきながら、この二つの自治体の企業に対してはわずか7%です。これでは、私は確保されているとは言いがたいと思います。これは、答弁は要りませんけれども、引き続き努力をお願いしたいと思います。

今後の港湾整備についてですけれども、漂砂と北防波堤の延伸について、小樽開発建設部の2010年のインターネット上に載っている論文ですけれども、「石狩湾新港における漂砂特性と対策工法について」、こういうのがありました。荒天時には東防砂堤から中央航路へと向かう海浜流が生じている、東防砂堤の漂砂捕捉機能不足は失われていると推察できると述べています。

もちろん推察ですから、答弁で言ったように、結論には至っていないのですけれども、しかし、この推察が当たって、東防砂堤の漂砂捕捉機能が失われている、こういう結論が導き出された場合、新たな砂対策の工事を行われることは間違いありません。

その上で、この北防波堤延伸をどう考えるかなのですが、船舶の安全航行や円滑な荷役機械の作業のためだと答弁しているのですね。しかし、これは、何度も言っていますけれども、西1号岸壁の取扱貨物の99%が王子エフテックスの木材チップなんですよね。しかも、答弁にあった西地区の取扱量というのは横ばいなんです。必要だ、必要だと言って、王子エフテックス1社のために港湾整備をどんどんしていったら、お金は幾らあっても足りないわけです。

北防波堤延伸は、前回の議会の答弁で、想定していた事業費を大幅に上回る、こういうことが明らかになりました。整備する予定がなかった西地区の地耐力強化まで話が出てきています。さらには、漂砂対策までといったようにお金の出る事業が出てくる。こういうこともあるかもしれないわけですから、北防波堤の延伸の来年度予算要求を取りやめて、漂砂の解析結果を待って、そして、3カ年とか5カ年で、一体、港湾整備事業はどんなものにお金がかかるのか、そして、管理者は、それに関し

て管理組合や母体の財政にどういふ影響があるのか明らかにした上で各事業を判断していくことが必要ではないかと。必要になったから金を出してくださいと言ったって、そんな右から左に簡単にお金は出ないんですから。そのことをお答えください。

以上です。

○議長（八田盛茂君） 専任副管理者別所博幸君。

○専任副管理者（別所博幸君） 小貫議員の再質問にお答えをいたします。

来年度予算要求に関しまして、まず、関係者との調整と年間施工量についてでございますが、予算要求に当たりましては、事業の重要性、緊急性、母体の財政状況などを勘案いたしまして行っているものでございまして、その中で、関係者の要請についても考慮をしてきたところでございます。

北防波堤につきましては、漁業者からサケ定置網漁期間におけます工事の施工に関しまして最大限の配慮を求められているところでございますが、これまでの施工実績などから、施工の工夫により施工が可能なものと考えて要望したものでございます。

次に、風力発電のための港湾設備に関する港湾計画についてであります。港湾計画は、港湾の開発、利用及び保全の方針を明らかにするとともに、取扱貨物量などの港湾の能力、その能力に応じた港湾施設の規模、配置などを定めることとなっているところでございます。

本港の港湾計画には、地域特性を生かした産業の活性化を支える機能強化のため、LNGや再生可能エネルギーなどの北海道を代表するエネルギー供給拠点として、多種多様なエネルギーの活用を推進するといった方針を掲げておりまして、その方針に基づき、必要な機能を整備することとしたところでございます。

また、港湾施設に関しましては、洋上風力発電施設には大水深岸壁と広い埠頭用地が必要となることから、既存の西埠頭の施設を利用することとしたところでございます。

次に、洋上風力発電の設備変更に伴います環境影響評価の追加調査についてであります。今回の設備変更に伴う環境影響を評価するための調査は、再予測を行うなど、事業者において実施されているものと認識をしております。今後、その調査結果も踏まえまして評価書が作成されるなど、環境影響評価法に定める手続が進められるところであり、追加調査が必要な場合は、経済産業省の審査により命ぜられることとなると認識をしております。

港湾管理者といたしましては、環境への影響に関しまして、環境影響評価の結果に基づいて判断してまいりたいと考えております。

次に、昨年度の決算に関しまして、まず、現状の財政に対する認識などについてであります。本港は、これまで、港湾整備事業債を活用して港湾施設の整備を継続してきたことから、公債費が大きくなっていることにあわせまして、施設の経年による修繕費の増加などによる歳出が大きくなり、少しずつ使用料収入は増加しているものの、依然として歳入不足が生じているところでございます。

母体負担金に関しましては、この10年間で約7億円減少し、負担の軽減に努めてきたところであります。各母体の厳しい財政状況に鑑み、負担の軽減は重要な課題と捉えているところでございます。今後も、引き続き、負担の軽減に向けまして、必要な整備を効率的、効果的に実施してまいりますとともに、さらなる使用料収入の増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、繰り入れ事由についてであります。本港は、新たに港を建設した歴史の浅い港湾で、港湾施設の整備に必要であった初期投資が大きいことから、今なお、その財源である起債の償還が続いておりまして、現在のところ、使用料収入では足りないことから、地方財政法第6条のただし書きの条項を適用いたしまして、やむを得ず繰り入れを行っているところでございます。

最後に、今後の港湾整備についてでございますが、現在、本港で進める港湾整備は、整備する港湾の機能ごとに、事業評価制度によりその事業費、期間、整備の効果などを整理するとともに、必要に応じて見直しを行うなど、適切なものとなるよう検討を行っているところでございます。

また、各事業の進め方につきましては、それぞれの事業の重要性、緊急性、さらには母体の財政状況などを勘案いたしまして必要な予算を要求しているところでございます。

管理組合といたしましては、今後も、効果的、効率的な事業の推進に向けまして、当該年度に必要な予算の要求をするなど、港湾機能の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（八田盛茂君） 小貫元君の質問は終了いたします。

日下部勝義君。

○3番（日下部勝義君） 私からは、ガントリークレーンの接触事故に係る対応について伺います。

9月25日、コンテナ船の接岸に際し、船首がガントリークレーンに接触する事故が発生し、また、事故によりクレーンの一部が損傷したため、復旧作業により11月9日までコンテナ貨物の荷受けが停止しました。クレーンが復旧するまでの約1カ月半、コンテナ船は苫小牧港でのコンテナの積みおろしを余儀なくされるなど、長年、石狩湾新港を利用し、物流コストの削減を図ってきた新港地域や札幌圏の荷主企業へ大きな影響があったものと考えています。

クレーンの復旧は、今回作業を実施した早期荷役作業を再開するための最低限の部品交換を行う応急復旧と、事故前の状態に戻す本復旧の2段階で行うと伺っております。そのうち、応急復旧は、当初、11月末を予定しておりましたが、関係者の皆さんの努力により3週間ほど工期が短縮され、11月10日からコンテナ船の寄港が再開されたと伺っております。

荷役停止の長期化は避けられたものと捉えているところでございますが、今後は、定期コンテナ航路について、これまで以上に安定したサービスの提供と新港の信頼回復に努めていく必要があると考えております。

クレーンの復旧に関する詳細の確認と今後の対応について、3点質問させていただきます。

1点目は、ガントリークレーンの復旧作業についてですが、復旧作業によりコンテナ貨物の受け入れが再開しましたが、今回の作業はあくまで応急復旧であり、今後、改めて本復旧作業を行う予定と伺っております。本復旧作業においては、ガントリークレーンの荷役作業を停止した上で行う必要があります。また、現在は、応急復旧のため、クレーンにふぐあいが生じた場合は、再びコンテナの荷役が停止するリスクも高いものと考えますが、今後の本復旧作業の工程についてどのように進めていくか、伺います。

2点目は、事故発生の変因とガントリークレーンの修繕費用などについて伺います。

今回の事故発生の変因をどのように分析され、応急復旧に係る費用及び今後の本復旧作業における

費用は誰が負担していくのか、伺います。

また、コンテナ貨物の受け入れが停止したことにより、使用料収入への影響も否めないと考えますが、受け入れ停止による影響とその損害費用の補償に対する組合の考えについて伺います。

最後に、今後の事故防止における対策について伺います。

石狩湾新港では、近年、コンテナ貨物の取り扱いが着実に増加し、現在、ガントリークレーンの増設も進められています。増設工事が完了することで1基が使用できなくなった場合も、荷役を停止することなく、受け入れが可能になるなどのバックアップとしての機能も期待できるところでございますが、今回の事故を踏まえ、今後の対応について、組合の見解を伺います。

○議長（八田盛茂君） 専任副管理者別所博幸君。

○専任副管理者（別所博幸君） 日下部議員の質問にお答えいたします。

初めに、ガントリークレーンの接触事故に関して、まず、ガントリークレーンの復旧作業についてであります。復旧作業は、損傷した部品の調達に時間を要することが想定されていたため、荷役作業への影響を最低限に抑えることを優先し、応急復旧と本復旧の2段階で行うものとしたところでございます。

応急復旧後の運転につきましては、稼働再開前の試運転に加えまして、2年に1度、実施いたします一般財団法人日本クレーン協会によります性能検査を受けていることから、当面の使用には支障ないものと考えているところでございます。

本復旧作業につきましては、できるだけ早い時期に実施したいと考えておりますが、部品の製造に長期間を要すること、冬季の厳しい気象条件下での施工が難しいこと、また、部品交換に荷役を停止する必要があることなどから、さまざまな条件を見定めながら、荷役に極力影響がないよう行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、ガントリークレーン復旧に係る費用負担などについてであります。今回の事故は、コンテナ船の操船上の問題によるものと考えておりまして、復旧費用は船主側に求めているところでございます。

そのうち、応急復旧につきましては、既に船主の保険で発注され、工事を終えており、今後行われる本復旧につきましても、応急復旧と同様に取り扱われるよう交渉を進めているところでございます。

また、荷役停止による影響につきましては、コンテナ船が入港の際に発生する港湾使用料が減収となっておりまして、今後、その損害につきましても、船主側との交渉を進めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、今後の事故防止における対策についてであります。今回の事故によりまして、これまで本港を利用してきたコンテナ貨物の荷主は、他港を利用することとなり、輸送面などに大きな影響を受けたと聞いているところでございます。

今後、本港を利用したコンテナの取り扱いにつきましては、現在整備を進めております2基目のガントリークレーンを早期に供用し、安定的な荷役体制を確保することが重要であると考えているところでございます。

また、事故の再発防止に向けましては、各船会社に対して離着岸時の注意喚起を行いますとともに、他港におけますガントリークレーン事故の実態を調査いたしまして、安全な駐機位置など工夫を行ってまいります。

さらに、万が一、事故が発生した場合、迅速に部品を確保するためにどのような対応ができるのか、検討を行ってまいります。

いずれにいたしましても、これらの対応など、安定的な荷役体制に向けた取り組みを進め、本港の信頼性の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（八田盛茂君） 日下部勝義君。

○3番（日下部勝義君） それぞれご答弁をいただきました。

1点だけ指摘させていただきます。

石狩湾新港のコンテナ取り扱い、道内で苫小牧港に次いで2番目で、3年連続5万TEUを超え、着実に増加しているところであります。コンテナ貨物の荷役停止は、道央圏はもとより、本道経済に及ぼす影響は極めて大きいものと認識しております。

また、我が石狩市にとりましても、石狩湾新港を核として整備されてきた新港地域は、本市の税収や雇用を支え、まちづくりと持続的な発展を支える重要な地域であり、本港の港湾機能の停止は、新港地域に対しても深刻な影響を及ぼすことになると考えられることから、今後、再び荷役を停止することのないようにしっかりと再発防止の取り組みを進めるとともに、2基目のガントリークレーンが一日でも早く供用を開始されるよう、鋭意努力いただくことを求め、私の質問を終わります。

○議長（八田盛茂君） 以上で、通告のあった質問は終了いたしました。

これをもって、質疑並びに質問を終結いたします。

1. 討 論

○議長（八田盛茂君） これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小貫元君。

○5番（小貫元君） 日本共産党を代表して、報告第1号、2018年度各会計決算について、不認定の立場で討論します。

第1に、北防波堤の延伸です。

貨物の99%が王子エフテックスへの木材チップであり、多額の税金をかけるべきではありません。

第2に、ガントリークレーンの増設です。

既設のカントリークレーンは、償還が終わっても、2018年度は6200万円の赤字、累積収支は12億円を超える赤字となっています。それなのに、増設で組合債の発行がふえました。この10年で、一般会計、特別会計を合わせた歳入総額に対する組合債の割合は2割を切っていましたが、2017年度に2割を超え、2018年度は、歳入総額の4分の1が組合債となり、組合債と負担金を合わせて、歳入総額の7割という異常な財政構造となっています。

ところが、管理組合は、この異常な財政構造を直視せず、財政の現状を聞いても、歳入不足が生じ

ていると述べ、問題があるとは言いません。小樽港だって、どの港だって、新しいガントリークレーンや増設が望ましいのは変わりありません。そこに立ちほだかるのは、やはり市民の負担なのです。この上は、借金、母体負担ありきの港湾整備を改め、ガントリークレーン増設は直ちにやめるべきです。

第3に、漂砂解析の結果を待たずに港湾整備事業が拡大していることです。

そもそも、石狩湾新港は、砂地の港に冬季になれば北西の強い風が吹く、港の立地としては欠陥だらけのところは無理やり建設した港です。だからこそ、多額の整備が必要になっています。航路を埋めた原因を明らかにし、北防波堤延伸事業の今後の見通しを明らかにした上で港湾整備を考えるべきです。

以上、討論といたします。

○議長（八田盛茂君） 以上で、通告のあった討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

日程第3のうち、議案第1号及び第2号を問題といたします。

お諮りいたします。

本件は、いずれも原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八田盛茂君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3のうち、報告第1号を問題といたします。

これより、採決いたします。

この採決は、起立によります。

本件を報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八田盛茂君） 起立多数であります。

よって、本件は、報告のとおり認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

1. 閉 会

○議長（八田盛茂君） これをもちまして、令和元年第3回定例会を閉会いたします。

午後3時8分閉会

